第８章　更生３社から太陽殖産に対する会社分割
（本第一会社分割）
更生３社は、以下の条件に従い、各々吸収分割（本第一会社分割）を行い、太陽殖産に対して、更生３社に係る権利義務の一部をそれぞれ承継させる。
第１節　林原を吸収分割会社、太陽殖産を吸収分割承継会社とする吸収分割
第１　吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所
吸収分割会社の商号　株式会社林原
住所　岡山市北区下石井一丁目２番３号
吸収分割承継会社の商号　太陽殖産株式会社
住所　東京都港区赤坂一丁目12番32号
第２　承継する資産及び負債並びに権利義務
林原は、吸収分割により、別表38―１記載の資産（効力発生日の前日までに処分が完了したものを除き、効力発生日において保有する太陽殖産に承継すべき資産を含む。以下本章において同じ。）及び負債（効力発生日の前日までに弁済等が完了したものを除き、効力発生日において保有する太陽殖産に承継すべき負債を含む。以下本章において同じ。）並びにこれらに関する権利義務を太陽殖産に承継させる。
第３　吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項
太陽殖産は、吸収分割に際して、林原に対して、別表38―１記載の資産の額から別表38―１記載の負債の額を控除した額に相当する債権を効力発生日に交付する。
第４　効力発生日
吸収分割の効力発生日は、平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日の翌日とする。
第２節　林原商事を吸収分割会社、太陽殖産を吸収分割承継会社とする吸収分割
第１　吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所
吸収分割会社の商号　株式会社林原商事
住所　岡山市北区下石井一丁目２番３号
吸収分割承継会社の商号　太陽殖産株式会社
住所　東京都港区赤坂一丁目12番32号
第２　承継する資産及び負債並びに権利義務
林原商事は、吸収分割により、別表38―２記載の資産及び負債並びにこれらに関する権利義務を太陽殖産に承継させる。
第３　吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項
太陽殖産は、吸収分割に際して、林原商事に対して、別表38―２記載の資産の額から別表38―２記載の負債の額を控除した額に相当する債権を効力発生日に交付する。
第４　効力発生日
吸収分割の効力発生日は、平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日の翌日とする。
第３節　生化研を吸収分割会社、太陽殖産を吸収分割承継会社とする吸収分割
第１　吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所
吸収分割会社の商号　株式会社林原生物化学研究所
住所　岡山市北区下石井一丁目２番３号
吸収分割承継会社の商号　太陽殖産株式会社
住所　東京都港区赤坂一丁目12番32号
第２　承継する資産及び負債並びに権利義務
生化研は、吸収分割により、別表38―３記載の資産及び負債並びにこれらに関する権利義務を太陽殖産に承継させる。
第３　吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項
太陽殖産は、吸収分割に際して、生化研に対して、別表38―３記載の資産の額から別表38―３記載の負債の額を控除した額に相当する債権を効力発生日に交付する。
第４　効力発生日
吸収分割の効力発生日は、平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日の翌日とする。
第９章　更生３社の合併（本吸収合併）
更生３社は、本第一会社分割の後、以下の条件に従い、吸収合併（本吸収合併）を行う。
第１節　林原を吸収合併存続会社、林原商事を吸収合併消滅会社とする吸収合併
第１　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所
吸収合併存続会社の商号　株式会社林原
吸収合併消滅会社の商号　株式会社林原商事
住所は、いずれも岡山市北区下石井一丁目２番３号である。
第２　権利義務の承継
林原は、第８章第２節の吸収分割後の林原商事の権利義務一切を承継する。
第３　吸収合併に際して交付する金銭等に関する事項
林原は、吸収合併に際して、林原商事の更生担保権者及び更生債権者並びに株主に対して、株式又は金銭その他の財産を交付しない。
第４　効力発生日
吸収合併の効力発生日は、本第一会社分割の効力発生日の翌日とし、本第一会社分割の全部の効力発生を条件として、効力を生じるものとする。
第２節　林原を吸収合併存続会社、生化研を吸収合併消滅会社とする吸収合併
第１　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所
吸収合併存続会社の商号　株式会社林原
吸収合併消滅会社の商号　株式会社林原生物化学研究所
住所は、いずれも岡山市北区下石井一丁目２番３号である。
第２　権利義務の承継
林原は、第８章第３節の吸収分割後の生化研の権利義務一切を承継する。
第３　吸収合併に際して交付する金銭等に関する事項
林原は、吸収合併に際して、生化研の更生担保権者及び更生債権者並びに株主に対して、株式又は金銭その他の財産を交付しない。
第４　効力発生日
吸収合併の効力発生日は、本第一会社分割の効力発生日の翌日とし、本第一会社分割の全部の効力発生を条件として、効力を生じるものとする。
第10章　林原における株主の権利の変更等
第１節　更生会社による株式の取得及び消却
第１　株式の取得
合併後林原は、以下のとおり、その株式を取得する。
①　取得する株式の数：2,000,000株（林原の発行済株式の全部）
②　①の株式を取得する日：第３節の募集株式に係る払込みが行われた日
第２　株式の消却
合併後林原は、取得した株式を②の日にすべて消却する。
第２節　資本金及び準備金の額の減少
第１　資本金の額の減少
合併後林原は、以下のとおり、資本金の額の減少を行う。
①　減少する資本金の額：100,000,000円
②　効力発生日：第３節の募集株式に係る払込みが行われた日
第２　資本準備金の額の減少
合併後林原は、以下のとおり、資本準備金の額の減少を行う。
①　減少する資本準備金の額：23,109,670,337円
②　効力発生日：第３節の募集株式に係る払込みが行われた日
第３　利益準備金の額の減少
合併後林原は、以下のとおり、利益準備金の額の減少を行う。
①　減少する利益準備金の額：40000000円
②　効力発生日：第３節の募集株式に係る払込みが行われた日